

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録  
＜第20号＞

令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

令和7年10月16日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第20号>

---

開会の日時

年月日 令和7年10月16日 木曜日  
開 会 午後2時0分  
散 会 午後3時28分

---

場 所

第2委員会室

---

議 題

1 証人喚問の実施について

---

出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	宮 里	洋 史
委 員	徳 田	将 仁
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	大 浜	一 郎
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	仲宗根	悟
委 員	高 橋	真
委 員	比 嘉	瑞 己

委 員 大 田 守

---

欠 席 委 員

委 員 当 山 勝 利

---

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

証人喚問の実施についてを議題といたします。

去る10月8日の本委員会では、12名の対象者について、証人として本委員会に出頭を求めることを決定したところです。

本日は、当該証人に対する証言を求める事項の具体的な内容、証人喚問の実施方法やスケジュール等について、協議することとしております。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から配付した資料についての説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

まず初めに、証人に対して証言を求める事項等について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、証人に対して証言を求める事項及び証人の出頭を求める場所について協議を行った結果、意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

証人に対して証言を求める事項等につきましては、休憩中に御協議したとおり、名称として修正した「ワシントン駐在事務所(いわゆるワシントン事務所)」及び「Okinawa Prefecture DC Office, inc.」を含めて、資料6の内容のとおり決定することとし、また、証人の出頭場所は、沖縄県議会棟3階の第2委員会室とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、証人喚問の実施方法や、留意点の確認等について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から証人喚問の実施に関する概要及び留意事項等についての説明があった。また、証人へのアポイントの優先順位としては、おおむね設立当初の平成27年前後の駐在及び担当課における委託事業起案・決裁ラインの関係者、米国現地における委託事業関係者、本庁側の統括監級から副知事、知事の流れとする。基本的に、複数名の証人を一緒に同席させることは避けて個別に質疑することとし、事業起案担当者への質問時間の圧縮は行わない。主査以下の担当レベルの証人を呼ぶ場合は、証人の心理的負担等も考慮し報道機関のビデオカメラ・写真は冒頭の頭撮りのみとすることで、意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

証人喚問の実施方法等については、休憩中に御協議したとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、証人喚問の実施スケジュール等について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、次回の証人喚問の日程について協議した結果、各委員の予定を確認した上で委員長にて決定していくことで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

証人喚問の実施スケジュール等については、休憩中に御協議したとおりに進めることとし、日程等の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から玉元基地対策課長も証人喚問の候補としてあげたい旨の提案があり、次回までに証人として出頭を求める理由や証言を求めたい事項等について整理した上で提示し、改めて協議することで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん大変お疲れさまでした。

本日の委員会はこれで散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一